



消費者注意報

Vol.2

～あやしい投資話の被害多発中!～



Q.投資話って、どんなこと?	A. 高い利益が得られると言って、 未公開株、社債、ファンド などの購入を勧めてきます。外国通貨、老人ホーム入居権、水源地の権利などを勧めることもあります。
Q.どのように勧誘されるの	A. 電話勧誘が中心です。何人もの人が登場する劇場型、高値で買い取るから代わりに買ってほしいという代理購入型、過去に損したお金(未公開株など)を取り戻してあげるといふ被害回復型など勧誘パターンは様々です。未公開株や社債の場合、事前に会社案内などが届き、将来性のある優良企業だと説明しています。
Q.いい話だと思うけど・・・	A. 実際に購入しても、資産価値は見込めず、買取話は進みません。被害回復もされません。 うまい話には絶対耳を貸さないでください。
Q.もし契約してしまったら?	A. すぐに消費者センターに相談しましょう。 相手の話ばかりを信じて、相談のタイミングを逃さないように!

ご相談はお近くの消費生活センターへ



ちょっと待って! その振込!大丈夫??

詐欺的投資トラブル（未公開株や社債など）に関する相談が増えています

【事例1】

A社からパンフレットが郵送された後でB社から「A社の社債を買い手がいる。パンフレットを持っている人しか購入できない。代わりに申し込んで!」と頼まれ1口20万円の社債を30口申し込んだ。だが買取りの約束は実行されないまま、B社とは連絡が取れなくなった。

相談者：60歳代 女性

【事例2】

数年前に値上がりするからと言われて未公開株を購入。その後、上場することもなく困っていたところ、未公開株を買取ってくれるというC社から電話があった。「X社の未公開株を持っていれば、あなたの保有している未公開株と一緒に高値で買取る」と言うため、X社の未公開株2株を100万円で購入した。その後、C社に買取ってもらおうと連絡したら、「5株ないと買取れない。あと3株購入して」と言われ不審に感じた。

相談者：70歳代 男性

金融商品に関する相談件数



京都府相談機関受付分

被害にあわないために・・・

- 勧誘電話は早めにきっぱり断る。
- 公的機関を名乗る電話にご用心!特に過去に未公開株等の取引経験がある人は要注意!
- 買取りはされない。業者の話をするのみにしない。
- あわててお金を振り込まない。
- 契約前に家族に相談しよう。

※ 金融庁への登録がない業者は、株の売買の仲介はできません。

**不安なときは
まずお電話を!**

消費者ホットライン（お近くの相談窓口につながります）

☎ 0570-064-370

京都府消費生活安全センター

☎ 075-671-0004

山城広域振興局商工労働観光室 ————— ☎ 0774-21-2426

南丹広域振興局商工労働観光室 ————— ☎ 0771-23-4438

中丹広域振興局商工労働観光室 ————— ☎ 0773-62-2506

丹後広域振興局商工労働観光室 ————— ☎ 0772-62-4304

消費生活土日祝日電話相談 ————— ☎ 075-257-9002

京都府ホームページ（くらしの情報ひろば） <http://www.pref.kyoto.jp/shohise/>